岩手県告示第335号

漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業に係る区域及び区分(平成14年岩手県告示第902号の2)の一部を次のように改正する。

令和2年5月19日

岩手県知事 達 増 拓 也

改正前			改正後		
加入区の名称 区 域 漁業	<u></u> 美の区分	$\neg \mid$	加入区の名称	区 域	漁業の区分
[略]			[略]		L
普代村加入区 [略] 1 [略] 2 [略] 3 [略]			普代村加入区	[略]	1 [略] 2 総トン数10トン以上20トン <u>未満の漁船漁業</u> 3 [略] 4 [略]
[略]			[略]		